

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 26 日

関係県廃棄物主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

平成 28 年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業において、
被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について（周知）

平成 28 年熊本地震により被災し、損壊した家屋等の解体・撤去においては、廃棄物処理担当部門が関与する業務として、災害廃棄物処理指針（平成 26 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、以下「指針」という。）において留意事項等をお示ししているところです。

今後、市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合においては、指針第 2 編第 1 章 1-6（8）、第 2 章 2-6（8）及び、第 3 章 3-6（9）等に基づき、所有者の同意書を受理のうえ、所有者や隣接者の立ち会いを求める等、円滑な作業が実施できるよう、配慮いただきますようよろしくお願いいたします（詳細は別紙参照）。

また、解体・撤去にあたり、建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるもの（以下「思い出の品等」という。）は、解体・撤去を行う市町村において一時又は別途保管し、所有者等に引き渡す（※）機会を提供願います（様式集については下記参照）。

※所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理。

各県におかれましては、被災市町村において損壊家屋の解体・撤去が円滑に実施されるように各市町村に対し周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

○解体・撤去に係る様式集・フォーマットの例

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/pdf/parts/sankol6-1.pdf>

○貴重品の取扱いについて

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/pdf/parts/sankol6-3.pdf>

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 切川、田中

TEL 03-5521-8358（直通）

FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-saigai@env.go.jp

(別紙)

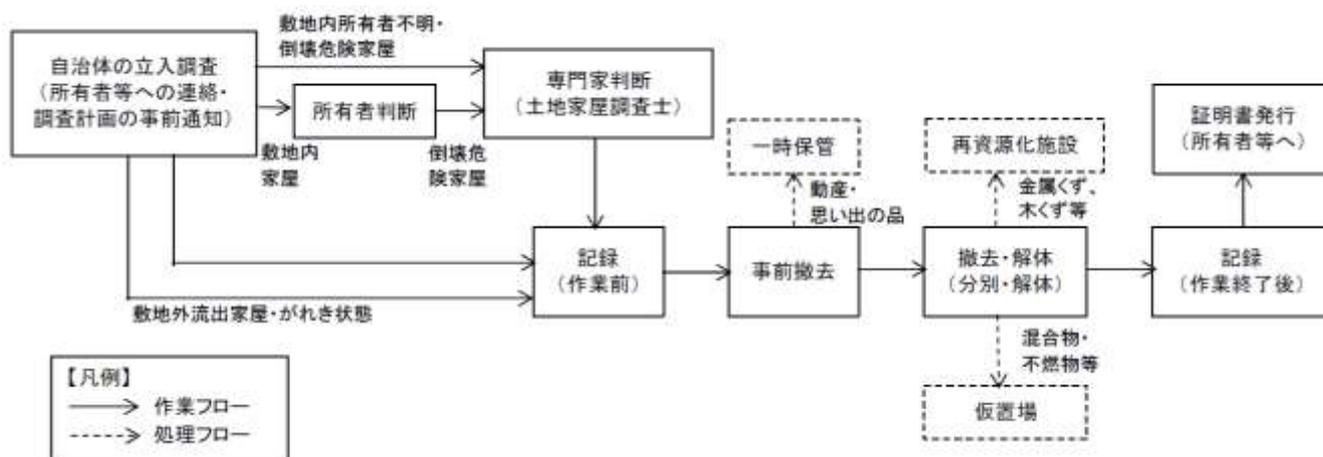


図 地方公共団体及び関係者の作業フロー及び廃棄物処理フロー

【留意点】

- 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立入調査を行う。
- 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
- 撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。
- 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
- 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。
- 作業員や関係者の安全確保に心がけ、警報等が発令された際の情報源確保（ラジオの配布）や避難場所等の情報の事前確認、消火器の配置等を行う。
- 粉塵の防止やアスベスト飛散防止のため、適宜散水して作業を行う。また、作業員や立会い者は、防じんマスクやメガネ等の保護具を着用し、安全を確保する。

以上